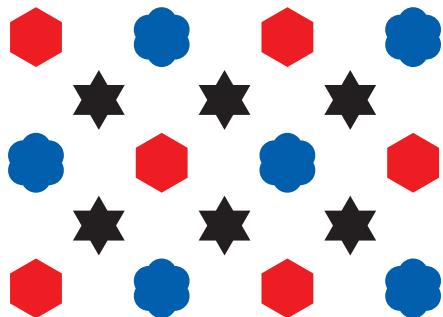


第35回 定時株主総会招集ご通知



SEPTENI



日時
2026年3月25日（水曜日）午前10時



開催方法
場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）として開催いたします。
※完全オンラインにて開催するため、会場はございません。
<https://web.sharely.app/login/septeni35>



決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 取締役等に対する株式報酬制度の内容改定の件

書面又はインターネット等による議決権行使期限
2026年3月24日（火曜日）午後6時まで

株式会社セプテーニ・ホールディングス
証券コード：4293

<https://koekiku.jp>

株主アンケートにご協力ください

抽選でギフト券を進呈!

サービス運営会社：株式会社プロネクサス
お問い合わせ：コエキク事務局 ✉ koekiku@pronexus.co.jp

トップメッセージ

株主の皆さまには平素より格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。第35回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

2025年12月期は、報告セグメントを「マーケティング・コミュニケーション事業」、「ダイレクトビジネス事業」、「データ・ソリューション事業」の3つに変更し、中期テーマ「フォーカス&シナジー」のもと業績のV字回復に向け邁進いたしました。事業内外の連携や効率化が奏功し、既存顧客との取引拡大や新規顧客の獲得、筋肉質な事業基盤の構築が進んだ結果、連結業績におきましては収益・Non-GAAP営業利益ともに増収増益となりました。

株主還元につきましては、配当の安定性と成長投資のバランスを適切に維持する配当方針に則り、1株当たり配当金を18.00円とさせていただきます。

当社グループは、「ひとりひとりのアントレプレナーシップで世界を元気に」というミッションのもと、持続的な企業価値、株主価値の向上に取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

2026年2月

代表取締役
グループ社長執行役員

神堃 雄一



株主の皆さまへ

(発送日) 2026年3月9日
(電子提供措置の開始日 2026年2月25日)
東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
株式会社セプテーニ・ホールディングス
代表取締役
グループ社長執行役員 神堃雄一

第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会は、法令および当社定款第13条に基づき、場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）といたしますので、本株主総会には、当社指定のウェブサイト

（<https://web.sharely.app/login/septeni35>）を通じてご出席くださいますようお願い申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.septeni-holdings.co.jp/ir/stock/shareholders/index.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4293/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「セプテーニ・ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「4293」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

ご出席いただくために必要となる環境やお手続方法等の詳細は「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年3月24日（火曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。インターネット等又は書面（郵送）による議決権行使に際しましては、「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

敬具

日 時 2026年3月25日（水曜日） 午前10時

※ログインは午前9時30分頃から可能となる予定です。

開催方法 場所の定めのない株主総会といたします。

※完全オンラインにて開催するため、会場はございません。

※当社指定のウェブサイト（<https://web.sharely.app/login/septeni35>）を通じてご出席ください。
ご出席いただくために必要となる当該ウェブサイトのURL、アクセス・ログイン方法、お手持方法等の
詳細は「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご確認ください。

株主総会の
目的事項

報告事項

- 1.第35期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2.第35期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-----------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役等に対する株式報酬制度の内容改定の件 |

以 上

■書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

■書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ①連結計算書類の連結注記表
- ②計算書類の個別注記表

したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が監査をした対象書類の一部であります。

■電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内



書面の郵送による 議決権行使

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、切手を貼らずにご投函ください。

議決権行使期限
2026年3月24日(火曜日)午後6時到着分

※書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

機関投資家の皆さまへ 株主総会における議決権行使方法として、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。



インターネット等による 議決権行使

「インターネット等による議決権行使のご案内」に従って賛否をご入力ください。

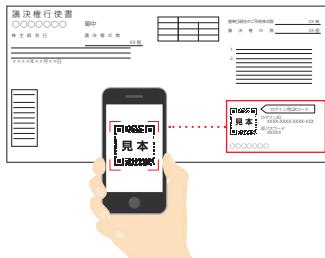
議決権行使期限
2026年3月24日(火曜日)午後6時受付分

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>



- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00(土日祝日除く))

バーチャルオンリー株主総会のご案内

本総会は、インターネット上でのみ開催する「バーチャルオンリー株主総会」です。株主様が実際に来場いただく会場はございませんので、オンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。ご出席いただくために必要となるウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続き方法等の詳細について、以下のとおりご案内申し上げます。

株主総会開会前

セプテーニ・ホールディングス
バーチャル株主総会サイトに
アクセスする



株主総会に
ログインする



事前質問をする

(3月20日(金)午後6時まで)



1. セプテーニ・ホールディングスバーチャル株主総会サイトにアクセスしてください。

<https://web.sharely.app/login/septeni35>



2. 議決権行使書に記載の「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、画面表示に従って入力しログインしてください。

3. ご不明点については下記URLよりヘルプページをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

株主総会開会前

議決権を事前行使する

(3月24日(火)午後6時まで)



株主総会当日

株主総会に出席する

(3月25日(水)午前10時開始)
午前9時30分頃からログイン可能



質問をする

議決権行使をする

●代理出席について

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。ご希望の株主様は、株主総会に先立って、当社に「代理の意思表示を記載した書面(委任状)」のご提出が必要となりますので、以下の提出先までご送付ください。

【代理人に関する書類の提出先】

〒160-6130 東京都新宿区西新宿8丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー30F
株式会社セプテーニ・ホールディングス 株主総会担当宛

【ご提出期限】

2026年3月23日(月曜日)午後6時必着

※提出期限までに必要書類が当社に届かなかった場合は、代理人による出席は認められませんのでご了承ください。

※ご提出いただいた書類に不備があった場合は、有効な委任としてお取り扱いできない場合がございます。

●事前質問について

セプテーニ・ホールディングス バーチャル株主総会事前質問受付専用サイト

(https://web.sharely.app/e/septeni35/pre_question) より、本総会の目的事項に関する事前のご意見、ご質問等をお受けします。なお、1問につき文字数は150文字までとさせていただきます。

【事前質問受付期間】

2026年3月9日(月曜日)午後1時から2026年3月20日(金曜日)午後6時まで

●当日の議決権行使、質問及び動議の提出方法

当日のご操作方法、「代理の意思表示を記載した書面(委任状)」の様式等につきましては、下記URLにて「第35回定時株主総会 ご出席用マニュアル」をご参照ください。

<https://www.septeni-holdings.co.jp/ir/stock/shareholders/index.html>



本株主総会出席の際の議決権行使の取り扱いの内容

本株主総会にご出席いただいた場合の議決権行使の取り扱いについては、次のとおりです。

株主総会前日まで	本株主総会当日	議決権行使の取り扱い
議決権を事前行使した	議決権を行使した※	当日の議決権行使が有効 (事前行使は無効)
	議決権を行使しなかった	議決権の事前行使が有効
議決権を事前行使していない	議決権を行使した※	当日の議決権行使が有効
	議決権を行使しなかった	棄権

※株主総会当日に議決権を行使される場合は、すべての議案について、賛否をご表示ください。

本株主総会の議事に用いる通信方法及び通信障害対策についての方針の内容

- ・本株主総会では、通信障害対策が講じられたシステムを利用し、株主総会当日は通信障害対応が可能な専門スタッフを配置いたします。
- ・通信障害により議事に著しい支障が生じた場合に備え、株主総会当日に、延会又は継続会の議長一任決議について諮ることとします。
- ・通信障害が生じた場合に備え、予め対応マニュアルを整備いたします。
対応マニュアルには、株主総会専用システムの運営会社と十分な協議のうえで、障害発生時の対応方法、株主様への周知方法等を記載いたします。

インターネットを使用することに支障のある株主様の利益の確保に配慮することについての方針の内容

- ・通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主様について、書面による事前の議決権行使を推奨するものとします。
- ・招集ご通知等により、報告事項及び決議事項に関する情報提供を行うことに加え、場所の定めのない株主総会の開催方法や参加方法に関してわかりやすい形で情報提供を行います。

株主総会出席に関する注意事項

- ・株主総会の進行上の都合やご質問内容により、すべてのご質問にお答えできない場合がございます。
- ・当日は安定した配信に努め、通信障害が発生した場合に備え具体的な対処のマニュアルも準備しておりますが、視聴される株主様の通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害、並びに送受信に軽微なタイムラグが発生する可能性があります。
- ・株主総会当日において、株主様側の通信環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましては、一切の責任を負いかねます。
- ・ご出席いただく際の通信機器類、接続料金及び通信料等の一切の費用は株主様のご負担となります。
- ・映像や音声データの録画・録音、第三者への提供、SNSなど公開での上映、転載・複製は禁じます。また、ログイン方法やログインに必要な項目を第三者に伝えることも禁じます。
- ・その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトを確認ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>



株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、コーポレート・ガバナンス強化の観点から執行役員制度を導入しておりますが、今般、執行役員に求められる役割とその責任の一層の明確化を目的として、副社長執行役員及び上席執行役員の役職を廃止し、新たに、特定の経営機能領域の統括並びに担当事業の業務執行及び収益責任を負う「統括執行役員」、及びグループ全体を横断する重点領域・注力機能における責任者として「専任執行役員」の役職を設置するものであります（変更案第27条第2項）。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、現行定款中変更のない条文の記載は省略しております。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
(執行役員) 第27条 (条文省略) ② 取締役会は、その決議によって執行役員の中から、社長執行役員1名を定めるほか、 <u>副社長執行役員及び上席執行役員</u> を定めることができる。 ③ (条文省略)	(執行役員) 第27条 (現行どおり) ② 取締役会は、その決議によって執行役員の中から、社長執行役員1名を定めるほか、 <u>統括執行役員及び専任執行役員</u> を定めることができる。 ③ (現行どおり)

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（7名）は任期満了となります。

つきましては、社外取締役4名を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。

当社は、コーポレート・ガバナンスをより高いレベルで確立し、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、業務執行の意思決定と執行を可能な限りグループ執行役員へ委譲し、取締役会は、グループ執行役員の業務執行を監督することに徹しております。

引き続き、社外取締役が過半数を占める取締役会として、経営の監督機能強化を進めてまいります。

また、当社は、高度な倫理観と責任を有し、当社経営上の意思決定に必要な広範な知識・経験と人格を備えていること、あるいは経営の監督機能強化に必要な実績と見識を有することなどに基づき取締役候補者を選定することとしております。

取締役候補者の選定にあたっては、上記方針に基づき、社外取締役とグループ社長執行役員のみにより構成される指名・報酬諮問委員会での審議を経て、取締役会において決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	候補者名	重要な兼職の状況	取締役会 出席回数
1	このの ゆういち 神埜 雄一 代表取締役 グループ社長執行役員 再任		14 / 14
2	しみず ゆうすけ 清水 雄介 取締役 グループ副社長執行役員 再任	(株)セプテーニ代表取締役社長	14 / 14
3	いしかわ よしき 石川 善樹 社外取締役 再任 社外 独立	公益財団法人Well-being for Planet Earth代表理事 (株)ガイアックス社外取締役 (株)雲孫代表取締役社長	14 / 14
4	いりやま あきえ 入山 章栄 社外取締役 再任 社外 独立	早稲田大学ビジネススクール教授 ロート製薬(株)社外取締役 三桜工業(株)社外取締役 (株)ソラコム社外取締役 (監査等委員)	14 / 14
5	たかおか みお 高岡 美緒 社外取締役 再任 社外 独立	HENNGE(株)社外取締役 (株)電通総研社外取締役 DNX Ventures ベンチャーパー トナー	14 / 14
6	しおの まこと 塩野 誠 社外取締役 再任 社外 独立	(株)IGPIグループ共同経営者CLO (株)経営共創基盤代表取締役CEO (株)ビービット社外取締役 INCLUSIVE(株)社外取締役 (株)Third Intelligence社外監査役	14 / 14
7	なかむら みつゆき 中村 光孝 新任	dentsu Japan メディア/スポー ツ & エンターテインメント プレ ジデント (株)電通統括執行役員 (株)電通デジタル取締役 (株)電通スポーツインターナシヨ ナル取締役 一般社団法人日本広告業協会メ ディア委員会委員長 (株)B S - T B S 社外取締役 (株)J-WAVE取締役	— / —

1

この
神埜 ゆういち
雄一

(1982年9月22日生)

再任

取締役在任期間 2年
取締役会出席 14回/14回
所有する当社普通株式の数 130,900株

**略歴、地位及び担当**

2006年 4月 当社入社
2014年10月 (株)セプテーニ 第三アカウント本部 執行役員
2015年10月 Septeni Japan(株) 第二アカウント本部 執行役員
2017年 1月 同社第二アカウント本部 執行役員本部長
2018年 1月 グループ執行役員
2018年12月 (株)セプテーニ代表取締役
2018年12月 Septeni Japan(株)代表取締役
2022年 1月 グループ上席執行役員
2022年11月 and factory(株)社外取締役
2022年12月 (株)電通デジタル取締役
2024年 3月 当社代表取締役 (現任)
2024年 4月 グループ社長執行役員 (現任)
2025年 3月 (株)セプテーニ取締役 (現任)

取締役候補選任理由

神埜雄一氏は、マーケティング・コミュニケーション事業及び新規事業での豊富な経験・実績と幅広い見識を有しており、当社の更なる成長と事業拡大、及び経営全般に対する適切な役割と強いリーダーシップを期待できることから、企業価値向上に必要な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

2

 しみず ゆうすけ
清水 雄介

(1982年6月19日生)

再任

取締役在任期間	2年
取締役会出席	14回/14回
所有する当社普通株式の数	52,700株



略歴、地位及び担当

2006年 4月 当社入社
 2014年10月 (株)セプテーニ メディアソリューション本部 執行役員
 2015年10月 Septeni Japan(株) メディアグロース本部 執行役員
 2017年 1月 同社メディア本部 執行役員本部長
 2018年 1月 グループ執行役員
 2018年12月 (株)セプテーニ代表取締役社長 (現任)
 2018年12月 Septeni Japan(株)代表取締役社長 (現任)
 2022年 1月 グループ上席執行役員
 2024年 3月 当社取締役 (現任)
 2024年 4月 グループ副社長執行役員 (現任)

取締役候補選任理由

清水雄介氏は、マーケティング・コミュニケーション事業での豊富な経験・実績と幅広い見識、及び経営企画分野での業務経験を有しており、当社のグループ経営の推進及びコーポレート・ガバナンスの更なる強化・推進が期待できることから、企業価値向上に必要な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

重要な兼職の状況

(株)セプテーニ代表取締役社長

3

いしかわ よしき
石川 善樹
(1981年2月27日生)

再任**社外****独立**

社外取締役在任期間
取締役会出席
所有する当社普通株式の数

6年3カ月
14回/14回
一株



略歴、地位及び担当

2008年11月 ㈱キャンサースク্যান取締役
2014年 9月 ㈱Campus for H 取締役
2018年 9月 公益財団法人Well-being for Planet Earth代表理事（現任）
2019年 2月 Sansan㈱社外取締役（監査等委員）
2019年 3月 ㈱ガイアックス社外取締役（現任）
2019年12月 当社社外取締役（現任）
2024年12月 ㈱雲孫代表取締役社長（現任）

社外取締役候補選任理由及び期待される役割の概要

石川善樹氏は、予防医学研究者及び行動科学に基づく手法を活用する企業の創業者としての専門的かつ豊富な経験・実績と幅広い見識を有しており、当社グループの経営全般に関し有用な助言を積極的に行ったことから、当社の経営に対する社外取締役としての監督と助言をいただくうえで適任であると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者としていたしました。

重要な兼職の状況

公益財団法人Well-being for Planet Earth代表理事
㈱ガイアックス社外取締役
㈱雲孫代表取締役社長

4

 いりやま あきえ
入山 章栄

(1972年12月8日生)

再任
社外
独立

社外取締役在任期間

5年3カ月

取締役会出席

14回/14回

所有する当社普通株式の数

一株



略歴、地位及び担当

1998年 4月 ㈱三菱総合研究所入社
 2008年 9月 ニューヨーク州立大学バッファロー校 Assistant Professor
 2013年 9月 早稲田大学ビジネススクール准教授
 2016年 5月 ㈱マクロミル社外取締役
 2019年 4月 早稲田大学ビジネススクール教授 (現任)
 2019年 6月 ロート製薬(株)社外取締役 (現任)
 2020年 6月 三桜工業(株)社外取締役 (現任)
 2020年12月 当社社外取締役 (現任)
 2021年 6月 ㈱ソラコム社外取締役 (監査等委員) (現任)

社外取締役候補選任理由及び期待される役割の概要

入山章栄氏は、コンサルタントとしての業務経験及び経営戦略、グローバル経営を専門分野とする研究者としての専門的かつ豊富な経験・実績と幅広い見識を有しており、当社グループの経営全般に関し有用な助言を積極的に行ったことから、当社の経営に対する社外取締役としての監督と助言をいただくうえで適任であると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

重要な兼職の状況

早稲田大学ビジネススクール教授
 ロート製薬(株)社外取締役
 三桜工業(株)社外取締役
 ㈱ソラコム社外取締役 (監査等委員)

5

たかおか

高岡

みお

美緒

(1979年5月3日生)

再任

社外

独立

社外取締役在任期間

5年3カ月

取締役会出席

14回/14回

所有する当社普通株式の数

-株



略歴、地位及び担当

1999年 7月 ゴールドマン・サックス証券(株)入社
 2002年 6月 モルガン・スタンレー証券(株) (現モルガン・スタンレーMUFG証券(株)) 入社
 2006年 3月 リーマン・ブラザーズ証券(株)入社
 2009年 1月 マネックスグループ(株)入社
 2014年 2月 同社執行役員新事業企画室長
 2014年 5月 マネックスベンチャーズ(株)取締役
 2017年 9月 (株)メディカルノート入社
 2017年 9月 Arbor Ventures パートナー
 2018年 3月 (株)メディカルノート取締役
 2020年12月 当社社外取締役 (現任)
 2021年 3月 (株)カヤック社外取締役
 2021年 4月 DNX Ventures パートナー
 2021年12月 HENNGE(株)社外取締役 (現任)
 2022年 3月 (株)電通総研社外取締役 (現任)
 2022年 3月 (株)カヤック社外取締役 (監査等委員)
 2025年 4月 DNX Ventures ベンチャーパートナー (現任)

社外取締役候補選任理由及び期待される役割の概要

高岡美緒氏は、戦略投資、新規事業開発及びファイナンスの専門的かつ豊富な経験・実績と幅広い見識を有しており、当社グループの経営全般に関し有用な助言を積極的に行ったことから、当社の経営に対する社外取締役としての監督と助言をいただくうえで適任であると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。

重要な兼職の状況

HENNGE(株)社外取締役
 (株)電通総研社外取締役
 DNX Ventures ベンチャーパートナー

6

 しおの
塩野 誠
 (1975年11月12日生)

まこと

再任

社外

独立

社外取締役在任期間

2年

取締役会出席

14回/14回

所有する当社普通株式の数

一株



略歴、地位及び担当

1998年 4月 シティバンク、エヌ・エイ東京支店入社
 1999年10月 ゴールドマン・サックス証券会社東京支店入社
 2000年 8月 (株)メンバーズ入社 (株)EC-watch.com出向、CFO)
 2001年 9月 ベイン・アンド・カンパニー・インコーポレイテッド入社
 2003年 4月 (株)ライブドア入社
 2008年 7月 (株)経営共創基盤入社
 2012年 1月 同社共同経営者・マネージングディレクター
 2017年 6月 (株)JBIC IG Partners代表取締役CIO
 2018年 4月 (株)ニュースピックス社外取締役
 2018年10月 JB Nordic Ventures Oy Director
 2020年 6月 (株)ビービット社外取締役 (現任)
 2022年 6月 INCLUSIVE(株)社外取締役 (現任)
 2024年 3月 当社社外取締役 (現任)
 2024年10月 (株)IGPIグループ共同経営者CLO (現任)
 2024年10月 (株)経営共創基盤マネージングディレクター
 2025年 3月 (株)Third Intelligence社外監査役 (現任)
 2025年12月 (株)経営共創基盤代表取締役CEO (現任)

社外取締役候補選任理由及び期待される役割の概要

塩野誠氏は、国内外の企業・政府機関に対する戦略立案・実行のコンサルティングやM&Aアドバイザリー業務の豊富な経験・実績と幅広い見識を有しており、当社グループの経営全般に関し有用な助言を積極的に行ったことから、当社の経営に対する社外取締役としての監督と助言をいただくうえで適任であると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。

重要な兼職の状況

(株)IGPIグループ共同経営者CLO
 (株)経営共創基盤代表取締役CEO
 (株)ビービット社外取締役
 INCLUSIVE(株)社外取締役
 (株)Third Intelligence社外監査役

7

なかむら

中村

(1966年5月1日生)

みつゆき

光孝**新任**

取締役在任期間

一年

取締役会出席

一回/一回

所有する当社普通株式の数

一株

**略歴、地位及び担当**

- 1990年 4月 (株)電通 (現(株)電通グループ) 入社
- 2008年 5月 同社テレビ局ネットワーク3部長
- 2010年10月 電通メディアタイランドCEO (出向、バンコク駐在)
- 2015年 4月 電通メディアAPAC MD (出向、バンコク駐在)
- 2017年 7月 (株)電通 (現(株)電通グループ) グローバル・ビジネス・センターセンター長
- 2019年 1月 dentsu X Global CEO (出向、ロンドン駐在)
- 2021年 1月 (株)電通ビジネスプロデュース局長
- 2022年 1月 同社執行役員
- 2022年 1月 (株)B S - T B S 社外取締役 (現任)
- 2022年 6月 (株)J-WAVE取締役 (現任)
- 2023年 1月 (株)電通スポーツインターナショナル取締役 (現任)
- 2024年 1月 dentsu Japanメディア・スポーツ/エンターテインメントプレジデント
- 2024年 1月 (株)電通統括執行役員 (メディア・コンテンツ)
- 2025年 1月 dentsu Japanメディア/スポーツ&エンターテインメントプレジデント (現任)
- 2025年 1月 (株)電通統括執行役員 (メディア/スポーツ&エンターテインメント) (現任)
- 2025年10月 一般社団法人日本広告業協会メディア委員会委員長 (現任)
- 2026年 1月 (株)電通デジタル取締役 (現任)

取締役候補選任理由

中村光孝氏は、1990年に(株)電通 (現(株)電通グループ) に入社後、メディア、海外及び営業部門の要職を歴任し、豊富な業務経験と経営経験を有しております。現在はdentsu Japanメディア/スポーツ & エンターテインメント プレジデントとして、dentsu Japanのデジタル広告含めたメディアビジネスを統括しており、当社グループの経営全般に関し有用な助言を期待するとともに、電通グループとの協業推進にも貢献いただけると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。

重要な兼職の状況

- dentsu Japan メディア/スポーツ & エンターテインメント プレジデント
- (株)電通統括執行役員
- (株)電通デジタル取締役
- (株)電通スポーツインターナショナル取締役
- 一般社団法人日本広告業協会メディア委員会委員長
- (株)B S - T B S 社外取締役
- (株)J-WAVE取締役

- (注1) 候補者石川善樹氏、候補者入山章栄氏、候補者高岡美緒氏及び候補者塩野誠氏は、社外取締役候補者であります。
- (注2) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- (注3) 候補者中村光孝氏の「略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況」には、当社親会社である㈱電通グループ及びその子会社における、現在及び過去10年間の業務執行者であるときの地位及び担当を含めて記載しております。
- (注4) 当社は、「社外役員の独立性に関する基準」(<https://www.septeni-holdings.co.jp/ir/pdf/isod.pdf>) を定めております。候補者石川善樹氏、候補者入山章栄氏、候補者高岡美緒氏及び候補者塩野誠氏につきまして、この基準に抵触する事実はなく、各候補者は独立性を有しております。
- (注5) 当社は、候補者石川善樹氏、候補者入山章栄氏、候補者高岡美緒氏及び候補者塩野誠氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、4氏の再任が承認された場合は、当社は4氏を引き続き独立役員とする予定であります。
- (注6) 当社と候補者石川善樹氏、候補者入山章栄氏、候補者高岡美緒氏及び候補者塩野誠氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、賠償限度額を500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれが高い額とする責任限定契約を締結しております。なお、4氏の再任が承認された場合は、当社は4氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
- (注7) 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を締結しており、各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、当社取締役を含む被保険者が負担することとなった損害賠償金、争訟費用等を填補の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。当該保険契約の保険料は全額当社が負担しています。なお、当該保険契約は次回更新時（2026年7月）においても同内容での更新を予定しております。
- (注8) 候補者中村光孝氏が取締役に選任され就任した場合は、当社親会社の㈱電通グループの子会社である、㈱電通の統括執行役員、㈱電通デジタルの取締役及び㈱電通スポーツインターナショナルの取締役に兼任することとなります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役古島守氏及び奥山健志氏は、任期満了となります。
つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	候補者名	重要な兼職の状況	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数
1	ふるしま まもる 古島 守 社外監査役	再任 社外 弁護士法人トライデント代表社員 (株)ビーロット社外取締役 (監査等委員) (株)セキュア社外監査役 (株)ウエルディッシュ社外取締役 (監査等委員)	14 / 14	14 / 14
2	おくやま たけし 奥山 健志 社外監査役	再任 社外 森・濱田松本法律事務所外国法共 同事業パートナー弁護士	13 / 14	13 / 14

1

 ふるしま
古島 守

(1970年2月16日生)

再任
社外

監査役在任期間	10年3カ月
取締役会出席	14回/14回
監査役会出席	14回/14回
所有する当社普通株式の数	一 株



略歴、地位

1993年10月 中央監査法人（現PwC Japan有限責任監査法人）入所
 1997年 4月 公認会計士登録
 2000年 8月 監査法人不二会計事務所（現Mooreみらい監査法人）入所
 2003年 8月 PwCアドバイザリー(株)入社
 2007年11月 最高裁判所司法研修所入所
 2008年12月 弁護士登録（東京弁護士会）
 2009年 1月 奥野総合法律事務所入所
 2015年 4月 古島法律会計事務所代表
 2015年 6月 日本化学工業(株)社外取締役（監査等委員）
 2015年12月 当社社外監査役（現任）
 2020年 3月 (株)ビーロット社外取締役（監査等委員）（現任）
 2020年 3月 (株)セキュア社外監査役（現任）
 2021年 1月 弁護士法人トライデント代表社員（現任）
 2024年 6月 (株)ウエルディッシュ社外取締役（監査等委員）（現任）

社外監査役候補選任理由

古島守氏は、公認会計士及び弁護士としての豊富な経験・専門知識と監査に関する幅広い見識・経験を有しており、有益な助言と独立した立場からの監査を行ったことから、これらの監査を期待して、同氏を引き続き社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は、社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

重要な兼職の状況

弁護士法人トライデント代表社員
 (株)ビーロット社外取締役（監査等委員）
 (株)セキュア社外監査役
 (株)ウエルディッシュ社外取締役（監査等委員）

2

おくやま
奥山 健志

(1980年2月11日生)

再任

社外

監査役在任期間	6年3カ月
取締役会出席	13回/14回
監査役会出席	13回/14回
所有する当社普通株式の数	一株



略歴、地位

2002年 4月 最高裁判所司法研修所入所
 2003年10月 弁護士登録（第二東京弁護士会）、森・濱田松本法律事務所入所
 2011年 1月 森・濱田松本法律事務所（現森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）パートナー弁護士（現任）
 2014年 4月 早稲田大学大学院法務研究科准教授
 2019年12月 当社社外監査役（現任）

社外監査役候補選任理由

奥山健志氏は、弁護士としての豊富な経験・専門知識とコーポレート・ガバナンス、企業法務や監査に関する幅広い見識を有しており、有益な助言と独立した立場からの監査を行ったことから、これらの監査を期待して、同氏を引き続き社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は、社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

重要な兼職の状況

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業パートナー弁護士

- (注1) 候補者古島守氏及び候補者奥山健志氏は、社外監査役候補者であります。
- (注2) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- (注3) 当社と候補者古島守氏及び候補者奥山健志氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、賠償限度額を500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しております。なお、両氏の再任が承認された場合は、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
- (注4) 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を締結しており、各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、当社監査役を含む被保険者が負担することとなった損害賠償金、争訟費用等を填補の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。当該保険契約の保険料は全額当社が負担しています。なお、当該保険契約は次回更新時（2026年7月）においても同内容での更新を予定しております。

ご参考
本総会後の取締役会の構成及び取締役・監査役のスキルマトリックス（予定）

当社は、取締役会の多様性（女性役員比率：14%、社外取締役比率：57%）を適切に確保し、取締役会全体として必要なスキルを有することで経営に対する監督機能の強化を図っています。

取締役におけるジェンダーダイバーシティ
女性取締役比率 14%

社外取締役比率
57%

社外監査役比率
75%


	企業経営	統合 マーケティング	人的資本/ 人材開発	財務会計/ ファイナンス	コーポレート・ ガバナンス	サステナビリティ
取締役						
神埜 雄一	○	○	○		○	○
清水 雄介	○	○	○			
石川 善樹	○		○			○
入山 章栄	○	○	○			
高岡 美緒	○			○		○
塩野 誠	○			○	○	
中村 光孝	○	○			○	
監査役						
毛利 任宏	○			○	○	
古島 守	○			○	○	
奥山 健志	○				○	○
波多野 日出夫	○			○	○	

※特に期待するスキル・経験を記載

スキル項目の定義と選定理由

当社は、取締役会に求められるスキルを次のとおり選定しています。

スキル項目	定義	選定理由
企業経営	グループの持続的な企業価値向上に向け、生成AI等の重要テーマを含む成長戦略の議論・評価や事業ポートフォリオマネジメントに関する知見。	グループの成長戦略の妥当性を的確に評価し、事業ポートフォリオマネジメントを監督することが中長期的な企業価値向上の実現に必要なため。
統合マーケティング	デジタルを起点にオンライン・オフラインを統合し、データ・AI活用やDX推進を含めた顧客課題を支援する事業戦略を監督する知見。	顧客課題の高度化・複雑化に伴い、デジタル領域にとどまらない統合マーケティングの適切な理解、その実行の評価・監督が必要なため。
人的資本／人材開発	ミッション「ひとりひとりのアントレプレナーシップで世界を元気に」の実現に向けた、アントレプレナーシップの育成、組織開発に関する知見。	当社の価値創造の源泉である「人的資本」を最大化し、ミッションの実現に資する組織戦略の監督が必要なため。
財務会計／ファイナンス	国際会計基準（IFRS）に基づく財務諸表の理解、高成長と高還元を両立する資本政策（株主還元、成長投資、M&A）の立案・評価・実行に関する専門的知見。	IFRSに基づく財務状況を深く理解し、資本政策として株主還元、成長投資、M&Aの最適バランスを判断・評価・実行できる専門性が高成長と高還元の両立の実現に必要なため。
コーポレート・ガバナンス	法令遵守、コンプライアンス、少数株主保護にも配慮した取締役会による業務執行の監督機能強化に関する知見。	特に親会社を有する上場企業として、少数株主保護にも配慮した高度なガバナンス体制を構築・監督する機能が必要なため。
サステナビリティ	マテリアリティへの対応や企業価値向上に資する社会責任の実践を監督する知見。	マテリアリティへの対応と社会責任の実践が中長期的な企業価値向上に必要なため。

第4号議案 取締役等に対する株式報酬制度の内容改定の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度の内容改定を相当とする理由

当社は、当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除きます。以下同じ。）及び委任型執行役員（国内非居住者を除きます。以下同じ。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）について、2016年12月20日開催の第26回定時株主総会及び2022年12月21日開催の第32回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、導入しております。

なお、本制度においては、当社の取締役及び委任型執行役員に対する役員報酬及び当社子会社（以下「対象子会社」といい、当社と対象子会社を併せて、以下「対象会社」といいます。）の委任型執行役員（国内非居住者を除きます。以下同じ。当社の取締役及び委任型執行役員並びに当社子会社の委任型執行役員を併せて、以下「業務執行取締役等」といいます。）に対する役員報酬を一体的に管理しております。

今般、本制度が対象としておりました3事業年度（2023年12月31日で終了する事業年度から2025年12月31日で終了する事業年度まで）が終了いたしました。当社は、2026年5月31日に満了を迎える設定済の役員報酬BIP信託（以下「本信託」といいます。）の信託期間を2029年5月31日まで延長して本制度を継続することを予定しております。そして、新たに社外取締役を本制度の対象に加える等いたしたく、本制度の内容の改定についてご承認をお願いするものであります。

本制度の改定は、業務執行取締役等及び社外取締役（以下「対象取締役等」といいます。）の報酬と当社グループの中長期的な業績及び株主価値との連動性をより明確にし、当該報酬が中長期的な業績向上と企業価値増大への健全なインセンティブとして機能することという目的に照らして必要かつ適切なものであり、相当であると考えております。

なお、第2号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる当社の取締役の員数は6名（うち社外取締役は4名）、対象会社の委任型執行役員の員数は14名となります。

2. 本制度における報酬等の額及び内容等

(1) 本制度の改定内容

本制度のうち、以下の点を改定いたします。

<本制度の改定事項>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

項目	改定前	改定後
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く） ・ 当社執行役員（国内非居住者を除く） ・ 対象子会社の執行役員（国内非居住者を除く） 	<p>【固定部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社取締役（社外取締役を含む国内非居住者は除く） ・ 当社委任型執行役員（国内非居住者を除く） ・ 対象子会社の委任型執行役員（国内非居住者を除く） <p>【業績連動部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>当社取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く）</u> ・ <u>当社委任型執行役員（国内非居住者を除く）</u> ・ <u>対象子会社の委任型執行役員（国内非居住者を除く）</u>
本信託に対する信託金の上限及び付与するポイント総数の上限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信託金の上限は <u>7億円</u> ・ ポイント総数の上限は <u>3事業年度あたり280万ポイント（280万株相当）</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信託金の上限は <u>2,469百万円</u> (内訳：業務執行取締役等分 <u>2,439百万円</u>、社外取締役分 <u>30百万円</u>) ・ ポイント総数の上限は <u>3事業年度あたり687万ポイント（687万株相当）</u> (内訳：業務執行取締役等分 <u>678万ポイント</u>、社外取締役分 <u>9万ポイント</u>)

項目	改定前	改定後
当社株式の交付の株式数算定方法	<p>役位及び業績目標の達成度に応じて毎年付与する「基本ポイント」と対象期間終了時に中期経営方針における業績目標の達成時のみ付与する「加算ポイント」で構成</p>	<p>【固定部分】 役位に応じて毎年付与する「基本ポイント」で構成</p> <p>【業績連動部分】 役位及び業績目標の達成度に応じて対象期間終了時に、対象期間中における業績目標の達成度等に応じて付与する「業績連動ポイント」で構成</p>
	<p>業績評価タイミングは<u>毎事業年度及び対象期間終了時</u></p>	<p>【業績連動部分】 業績評価タイミングは<u>対象期間終了時</u></p>
	<p>業績連動指標は中期経営方針で掲げる指標（連結Non-GAAP営業利益等）を採用</p>	<p>【業績連動部分】 業績連動指標は中長期の経営計画をもとに、利益指標や収益性指標等（連結Non-GAAP営業利益、連結親会社の所有者に帰属する当期利益、連結ROE等を想定）を採用</p>

項目	改定前	改定後
当社株式の交付の方法及び時期	累積したポイントの50%に相当する当社株式の交付を受け、残りの株式については換価処分金相当額の給付を受ける	換価処分は行わない
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 累積したポイントは原則対象期間終了時に当該ポイントに相当する数の当社株式を交付 ・ ただし、対象期間終了前に退任した場合は退任時に当該ポイントに相当する数の当社株式を交付 	<p>【固定部分】 基本ポイントに相当する数の当社株式を毎年交付</p> <p>【業績連動部分】 業績連動ポイントに相当する数の当社株式を対象期間終了後に交付</p> <p>※ただし、固定部分及び業績連動部分ともに、当社株式の交付後、退任時まで譲渡制限を付す</p>

上記の改定事項を除き、2022年12月21日開催の第32回定時株主総会において決議した本制度の内容を維持いたします。

(2) 改定後の本制度の内容

本制度は、対象会社が拠出する対象取締役等の報酬額を原資として、本信託が当社株式を取得し、本信託を通じて対象取締役等に当社株式の交付を行う株式報酬制度です（詳細は下記（3）以降のとおり。）。

<p>① 本制度の対象となる当社株式の交付の対象者</p>	<p>【固定部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社取締役（社外取締役を含み国内非居住者は除く） ・当社委任型執行役員（国内非居住者を除く） ・対象子会社の委任型執行役員（国内非居住者を除く） <p>【業績連動部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く） ・当社委任型執行役員（国内非居住者を除く） ・対象子会社の委任型執行役員（国内非居住者を除く）
-------------------------------	--

<p>② 本制度の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響</p>	
<p>対象会社が拠出する金員の上限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象期間である3事業年度で拠出する金員の上限は、合計2,469百万円（内訳：業務執行取締役等分2,439百万円、社外取締役分30百万円）
<p>本信託から対象取締役等に交付が行われる当社株式の数の上限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3事業年度あたり687万ポイント（687万株相当）（内訳：業務執行取締役等分678万ポイント、社外取締役分9万ポイント） ・発行済株式の総数（2025年12月31日時点の自己株式控除後）に対する割合は約3.3%
<p>当社株式の取得方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当社株式は、株式市場又は当社（自己株式の処分）から取得予定（今回の継続にあたっては株式市場から取得するため、本制度による当社株式の希薄化は生じない）

<p>③ 対象取締役等に対して交付が行われる当社株式の数の算定方法</p>	<p>【固定部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役位に応じて毎年付与する「基本ポイント」で構成 <p>【業績連動部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役位及び業績目標の達成度に応じて対象期間終了時に、対象期間中における業績目標の達成度等に応じて付与する「業績連動ポイント」で構成 ・ 業績評価タイミングは対象期間終了時 ・ 業績連動指標は中長期の経営計画をもとに、利益指標や収益性指標等（連結Non-GAAP営業利益、連結親会社の所有者に帰属する当期利益、連結ROE等を想定）を採用
---------------------------------------	--

<p>④ 対象取締役等に対する当社株式の交付の時期</p>	<p>【固定部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本ポイントに相当する数の当社株式を毎年交付 <p>【業績連動部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業績連動ポイントに相当する数の当社株式を対象期間終了後に交付 ・ ただし、固定部分及び業績連動部分ともに、当社株式の交付後、退任時まで譲渡制限を付す
-------------------------------	--

(3) 対象会社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する3事業年度（当初は2026年12月末日で終了する事業年度から2028年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度とし、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度とします。以下「対象期間」といいます。）を対象とします。当社は、当社の対象取締役等への報酬として拠出する金員と対象子会社が各対象子会社の委任型執行役員への報酬として拠出する金員を併せて（当社が拠出する金員と対象子会社が拠出する金員は対象期間

ごとに合計2,469百万円（内訳：業務執行取締役等分2,439百万円、社外取締役分30百万円を上限とします。）、受益者要件を充足する対象取締役等を受益者とする信託期間3年間の信託（以下「本信託」といいます。）を設定（下記の信託期間の延長を含みます。以下同じ。）します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場又は当社（自己株式の処分）から取得します。各対象会社は、信託期間中、対象取締役等に対するポイント（下記(4)のとおり。）の付与を行い、本信託は当社株式の交付を行います。

なお、本信託の対象期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間を3年間延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を新たな対象期間とします。延長された信託期間ごとに、対象子会社は、それぞれの株主総会決議で承認を受けた範囲内で各対象子会社の委任型執行役員への報酬としての金員を当社に新たに拠出し、当社は、対象子会社から拠出を受けた金員に当社の対象取締役等への報酬として追加拠出した金員を併せて追加信託を行い（当社が追加拠出する金員と対象子会社が追加拠出する金員は対象期間ごとに合計2,469百万円（内訳：業務執行取締役等分2,439百万円、社外取締役分30百万円）を上限とします。）、各対象会社は、引き続き延長された信託期間中、対象取締役等に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当社株式の交付を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、2,469百万円（内訳：業務執行取締役等分2,439百万円、社外取締役分30百万円）の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本信託の信託期間を延長することがあります。

(4) 対象取締役等に対して交付が行われる当社株式の数の算定方法及び上限

信託期間中の毎年12月末日に対象取締役等として在任する者に対して、同日で終了する事業年度（以下「評価対象事業年度」といいます。）における役位に応じて、対象会社ごとに基本ポイントが付与されます。また、対象期間中の最終事業年度終了後には、最終事業年度中の12月末日に在任している業務執行取締役等に対して、対象期間中における業績目標の達成度等に応じて、対象会社ごとに、業績連動ポイントが付与されます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、信託期間中に当社株式の総数が株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加又は減少した場合、当社はその増加又は減少の割合に応じて、1ポイントあたりに交付が行われる当社株式の数を調整します。

対象取締役等に付与される付与ポイントの総数は、3事業年度あたり687万ポイント（687万株相当）（内訳：業務執行取締役等分678万ポイント、社外取締役分9万ポイント）を上限とします。この付与ポイントの上限数は、上記（3）の対象会社が拠出する金員の上限を踏まえて、株価の推移を参考に設定しています。

(5) 対象取締役に対する当社株式の交付の時期

①固定部分

対象取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として基本ポイントを付与された後の一定の時期に、当該基本ポイントに対応する当社株式について交付を受けるものとします。

②業績連動部分

業務執行取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として業績連動ポイントを付与された後の一定の時期に、当該業績連動ポイントに対応する当社株式について交付を受けるものとします。

③譲渡制限契約の締結

上記①②の当社株式の交付にあたって、原則として、当社と対象取締役等との間で、以下の内容を含む譲渡制限契約を締結するものとします。

- (a) 対象取締役等は、当社株式の交付を受けた日から退任する日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- (b) 対象取締役等の退任時に譲渡制限が解除されること
- (c) 譲渡制限期間中に職務・社内規程の重大な違反や、会社の意思に反した自己都合退任等の一定の非違行為等があった場合には、当該対象取締役等に交付された当社株式について、譲渡制限を解除せず、当社が無償で取得すること

なお、譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に開設した専用口座で管理される予定です。

(6) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使しないものとします。

(7) 本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る剰余金配当は本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、信託終了時に残余が生じた場合には、対象取締役等に対して給付されることとなります。

(8) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拋出の都度、取締役会において定めます。

(参考)

なお、本制度の詳細につきましては、2026年2月24日付プレスリリース「役員向け業績連動型株式報酬制度の継続および一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

事業報告 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. セプテーニグループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

＜当連結会計年度の経営成績＞

生成AIの飛躍的進化をはじめとしたテクノロジーの高度化によって、あらゆる産業界におけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）は効率化と付加価値創出の両面で加速度的に進んでいくことが予測されます。デジタル領域が社会・経済活動に不可欠な社会基盤としての機能を発揮する中で、ソーシャルメディアの活用方法もコミュニケーションのみに留まらず、決済・購買などの領域にも広がるなど、その影響力をより一層強めております。また、インターネットに接続できるテレビでの通信コンテンツの視聴が増加するなど、従来のデバイスの利用方法にも変化が起きており、消費者行動やメディア環境はさらに多様化・複雑化が進んでおります。こうした環境変化を受け、広告業界においても、それぞれのメディア特性を活かしたオンライン・オフラインを統合したマーケティングサービスやデータ、AIを活用したマーケティング支援の需要が一段と高まっております。

2024年の日本の広告市場におけるインターネット広告費は3兆6,517億円（前年比109.6%）に達し、総広告費に占める構成比は47.6%となり（株式会社電通「2024年 日本の広告費」）、企業のマーケティング活動におけるデジタルシフトはより一層顕著となっております。

このような環境のもと、主力のマーケティング・コミュニケーション事業では、既存案件の拡大や新規案件の獲得を進めるとともに、電通グループとの協業を推進しました。これらに加え、短期課題である収益性の改善に向けた施策による増収効果で販管費の増加を吸収した結果、前期比で増収増益となりました。ダイレクトビジネス事業では、オフライン広告案件を中心に収益が大きく拡大したことで、増収増益となりました。データ・ソリューション事業では、前期に納品した一部案件の剥落等により、減収減益となりました。

これらの結果、収益は30,309百万円（前期比7.2%増）、営業利益は4,239百万円（前期比35.4%増）、Non-GAAP営業利益は4,414百万円（前期比38.1%増）、税引前当期利益は4,718百万円（前期比3.1%減）、当期利益は3,490百万円（前期比36.8%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は3,491百万円（前期比36.8%減）となりました。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記の業績及び会社の利益配分に関する基本方針を踏まえまして、2026年2月24日開催の取締役会決議により、1株につき18.00円とさせていただきます。これにより配当金総額は3,765百万円となりました。

<国際会計基準（以下、IFRS会計基準）の適用>

当社グループは、グローバルでの事業展開を積極的に推進する中で、国内外の株主・投資家など様々なステークホルダーの皆様にとっての利便性向上を目的として、2016年9月期より従来の日本基準に代えてIFRS会計基準を適用しております。

また、IFRS会計基準で定義されていない指標である「Non-GAAP営業利益」を任意で開示しております。Non-GAAP営業利益（又はNon-GAAP営業損失）は、IFRS会計基準に基づく営業利益（又は営業損失）から、買収行為に関連する損益及び一時的要因を排除した、恒常的な事業の業績を測る利益指標であります。なお、買収行為に関連する損益とは、買収に伴う無形資産の償却費、M&Aに伴う費用等であり、一時的要因とは、将来見通し作成の観点から一定のルールに基づき除外すべきと当社グループが判断する減損損失、固定資産の売却損益等の一過性の利益や損失のことであります。

収益	Non-GAAP営業利益
30,309 _{百万円} 7.2%増	4,414 _{百万円} 38.1%増
前期：28,284百万円	前期：3,197百万円
親会社の所有者に帰属する当期利益	1株当たり配当金
3,491 _{百万円} 36.8%減	18.00 _円
前期：5,526百万円	前期：31.35円

主な事業区分別の業績概況は以下のとおりです。

マーケティング・コミュニケーション事業

■ 主要な事業内容

デジタル広告の販売と運用を軸とした、統合マーケティングサービスの提供により、企業のDXの総合的な支援を行う事業セグメントから構成される。

当期においては、既存案件の拡大や新規案件の獲得を進めるとともに、電通グループとの協業を推進しました。

収益 **21,550**百万円
(前期比6.3%増)

Non-GAAP **5,497**百万円
営業利益 (前期比14.1%増)

ダイレクトビジネス事業

■ 主要な事業内容

BtoC、BtoB領域において、事業戦略立案からダイレクトレスポンス手法によるプロモーション、CRMまで一気通貫で実行することでオフラインメディアとデジタルを統合した顧客支援を行う事業セグメントから構成される。

当期においては、オフライン広告案件を中心に収益が大きく拡大しました。

収益 **6,439**百万円
(前期比24.4%増)

Non-GAAP **1,374**百万円
営業利益 (前期比30.3%増)

データ・ソリューション事業

■ 主要な事業内容

デジタルマーケティング領域で長年蓄積された知識・ノウハウを生かし、データの収集・統合・活用や、データやAIを活用したソリューションの開発・提供、顧客の開発支援やエンジニア人材の派遣を提供する事業セグメントから構成される。

当期においては、前期に納品した一部案件の剥落等があった一方で、コストの適正化を進めました。

収益 **3,069**百万円
(前期比3.9%減)

Non-GAAP **492**百万円
営業利益 (前期比0.4%減)

(2) 財産及び損益の状況の推移

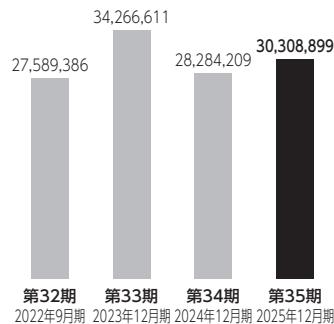
■ 国際会計基準 (IFRS会計基準)

区分	2022年9月期 第32期	2023年12月期 第33期	2024年12月期 第34期	2025年12月期 第35期
収益 (千円)	27,589,386	34,266,611	28,284,209	30,308,899
営業利益 (千円)	6,165,779	4,949,134	3,129,260	4,238,536
Non-GAAP営業利益 (千円)	6,565,177	5,091,306	3,196,977	4,414,373
親会社の所有者に帰属する当期利益 (千円)	5,733,564	4,318,831	5,525,805	3,491,390
総資産額 (千円)	88,731,112	93,605,990	97,637,290	96,344,554
基本的1株当たり当期利益 (円)	30.54	20.74	26.65	16.83
1株当たり配当金 (円)	4.60	5.20	31.35	18.00
親会社所有者帰属持分当期利益率 (ROE) (%)	14.1	6.7	8.2	5.1

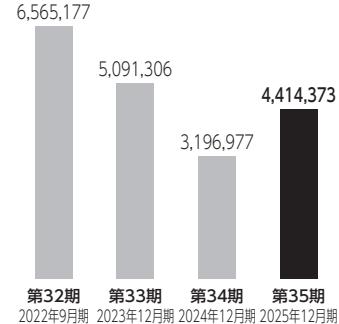
(注1) 第33期につきましては、決算期変更により、2022年10月1日～2023年12月31日までの15か月間となっております。

(注2) 第33期より、コムスマ株式会社及びその子会社等の業績は、非継続事業として表示しております。これにより、第32期の収益、営業利益、Non-GAAP営業利益を遡及修正しております。

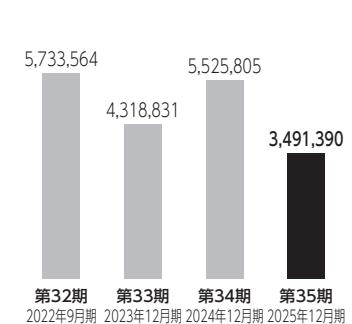
収益 (千円)



Non-GAAP営業利益 (千円)



親会社の所有者に帰属する当期利益 (千円)



(3) 対処すべき課題

① 経営方針

当社グループのミッションは「ひとりひとりのアントレプレナーシップで世界を元気に」であり、その実現の過程として「VISION 2030」を掲げております。これまでの事業運営においては、当社の各事業がその専門性・優位性を発揮し、顧客課題の解決を支援してまいりました。

2030年に向けては、社会と時代が変化する中でも、顧客の企業価値最大化につながるあらゆる事業成果にグループ全体で向き合い、さらに「世界を元気に」する企業体になるべく、「VALUE MAXIMIZER」を標榜しております。



② 中期経営計画 (FY2026-2028)

2030年に向けた最初の3年間においては、4つの基本方針とそれに紐づく重要施策を策定しております。

基本方針	重要施策
1. 事業の深化	シナジー&コラボレーション
2. 事業の探索	未来の収益柱への投資加速
3. 経営基盤強化	人的資本強化、ガバナンス強化、AI戦略推進
4. キャピタルアロケーション	成長投資と高還元の高立

1. 事業の深化

2024年12月期より掲げた中期テーマ「フォーカス&シナジー」において一定の成果が確認できたことから、より会社・事業の垣根を越えた共創を促進するべく、「シナジー&コラボレーション」に発展させ、さらなる事業の深化を目指します。

2. 事業の探索

顧客課題の解決を担う事業ポートフォリオの構築を目指し、HRテクノロジー、スポーツ、エンタメ、コンサルティング、IP等から提供価値拡大余地の探索を推進します。

3. 経営基盤強化

当社のコアバリューである「当事者意識が高く起業家精神あふれる人材」がそれぞれのアントレプレナーシップを最大限発揮できる環境を整備するべく、人的資本の強化に取り組んでおります。また、企業価値創造の加速と、企業価値の毀損を防ぐために、「攻め」と「守り」のガバナンスを強化してまいります。AI戦略においては、人とAIの価値共創を基本とし、顧客への価値創出、社内業務の変革、AI活用基盤の整備を進めてまいります。

4. キャピタルアロケーション

事業ポートフォリオマネジメントを徹底しながら、高成長・高還元を両立するために、適切な投資と株主還元を行ってまいります。

2028年12月期までの定量目標として、収益366億円（3カ年CAGR 6.5%増）、Non-GAAP営業利益64億円（3カ年CAGR 13.2%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益58億円（3カ年CAGR 18.4%増）を目標とし、それを実現するための事業運営や成長投資を行ってまいります。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は381百万円であり、その主なものは基幹システムへの投資によるものであります。

(5) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(6) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(8) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(9) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
株式会社電通グループ	74,609百万円	52.49%	役員の兼任

(注) 当社は、株式会社電通グループとの間で資本業務提携契約を締結しております。

業務提携の内容

- ①株式会社電通グループ及び株式会社セプテーニ間の案件の協業
- ②株式会社電通デジタル及び当社グループ間の提携
- ③株式会社電通ダイレクト及び株式会社電通グループ間のダイレクトマーケティング領域における提携
- ④その他、株式会社電通グループ及び当社グループ間における以下の提携
 - (a) 社内外、顧客向けマーケティング／広報の統合戦略
 - (b) デジタル人材の採用、教育、リテンションの統合運営プログラムの検討
 - (c) オンオフ統合マーケティングの協業深化
 - (d) ツールの相互活用

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金又は出資金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社セプテーニ	300,000千円	100.0%	インターネット広告事業
株式会社電通ダイレクト	301,000千円	100.0%	ダイレクトマーケティング支援事業

(注1) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社を含め35社であります。

(注2) 当社には、会社法施行規則第118条第4号に規定される特定完全子会社はありません。

(11) 主要な事業所 (2025年12月31日現在)

①当社

会社名	所在地
当社	東京都新宿区

②子会社

会社名	所在地
株式会社セプテーニ	東京都新宿区
株式会社電通ダイレクト	東京都港区

(12) 従業員の状況 (2025年12月31日現在)

事業区分	従業員数	前期末比増減
マーケティング・コミュニケーション事業	1,104名	53名減
ダイレクトビジネス事業	189名	24名減
データ・ソリューション事業	268名	53名減
その他事業	16名	2名減
全社 (共通)	97名	6名増
合計	1,674名	126名減

(注1) 従業員数は就業人員数であります。

(注2) 全社 (共通) として記載されている従業員数は、持株会社に所属しているものであります。

(注3) 当連結会計年度より事業区分を変更したため、前連結会計年度末比増減については、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較しております。

(13) 主要な借入先 (2025年12月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	3,000百万円
株式会社三井住友銀行	1,000百万円

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（2025年12月31日現在）

- | | | |
|--------------|--------------|---------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 370,080,000株 | |
| ② 発行済株式の総数 | 211,389,654株 | (自己株式2,200,043株を含む) |
| ③ 株主数 | 17,011名 | (前事業年度末比444名減) |
| ④ 大株主（上位10名） | | |

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社電通グループ	109,782,395	52.48
株式会社ビレッジセブン	12,783,500	6.11
七村 守	9,489,400	4.54
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY	4,063,652	1.94
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGA TED CLIENT ACCOUNT	3,101,950	1.48
BNYMSANV RE GCLB REJP RD LMGC	2,825,513	1.35
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD A C ISG (FE-AC)	2,544,198	1.22
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,440,100	1.17
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE I EDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	2,100,000	1.00
清水 洋	1,900,000	0.91

(注1) 上記持株比率については、自己株式（2,200,043株）を控除して算出しております。

(注2) 自己株式数には役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託の所有する当社株式（1,764,502株）は含まれておりません。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

- ⑥ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に従業員等に対して交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項（2025年12月31日現在）

① 取締役及び監査役に関する事項

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役 グループ社長執行役員	神 埜 雄 一	
取締役 グループ副社長執行役員	清 水 雄 介	(株)セプテーニ代表取締役社長
取締役	石 川 善 樹	公益財団法人Well-being for Planet Earth代表理事 (株)ガイアックス社外取締役 (株)雲孫代表取締役社長
取締役	入 山 章 栄	早稲田大学ビジネススクール教授 ロート製薬(株)社外取締役 三桜工業(株)社外取締役 (株)ソラコム社外取締役（監査等委員）
取締役	高 岡 美 緒	HENNGE(株)社外取締役 (株)電通総研社外取締役 DNX Ventures ベンチャーパートナー
取締役	塩 野 誠	(株)IGPIグループ共同経営者CLO (株)経営共創基盤代表取締役CEO (株)ビービット社外取締役 INCLUSIVE(株)社外取締役 (株)Third Intelligence社外監査役
取締役	北 原 整	(株)電通執行役員 (株)電通デジタル取締役
常勤監査役	毛 利 任 宏	
監査役	古 島 守	弁護士法人トライデント代表社員 (株)ビーロット社外取締役（監査等委員） (株)セキュア社外監査役 (株)ウェルディッシュ社外取締役（監査等委員）
監査役	奥 山 健 志	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業パートナー弁護士
監査役	波 多 野 日 出 夫	(株)電通グループ グローバル内部監査責任者

(注1) 取締役石川善樹氏、入山章栄氏、高岡美緒氏及び塩野誠氏の4氏は、社外取締役であります。

(注2) 監査役毛利任宏氏、古島守氏及び奥山健志氏の3氏は、社外監査役であります。

(注3) 監査役古島守氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(注4) 当社は、取締役石川善樹氏、入山章栄氏、高岡美緒氏及び塩野誠氏の4氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(注5) 当社は、社外取締役及び社外監査役全員との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれが高い額としております。

(注6) 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び全ての当社子会社における全ての取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった損害賠償金、争訟費用等を填補の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2016年11月22日開催の取締役会において、取締役等の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の制定を決議（2023年12月19日および2025年1月28日に一部改定決議）しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬額水準の妥当性を確認するため、指名・報酬諮問委員会の答申を参考に決定されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役等の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、月例の現金報酬（固定。業績による変動はなし）で構成されています。なお、2025年1月の改定により、委任型執行役員を兼務する取締役の報酬体系について、グループ執行役員としての報酬分と区分しており、グループ執行役員としての報酬は、基本報酬（月例の現金報酬）および業績連動報酬により構成されます。

基本報酬は固定報酬と位置付け、各人の職責の大きさ（重さ）に応じてグレードごとに決定しております。なお、毎月現金支給される報酬総額については、株主総会で決めた取締役の報酬限度総額以内であることを必要とします。

委任型執行役員を兼務する取締役の業績連動報酬は、短期業績連動報酬、中長期業績連動株式報酬から構成されております。

短期業績連動報酬は、当該年度における管掌会社の業績伸長率に0.5を乗じた値を、固定報酬に乗じて算出し、現金報酬として支給しております。ただし、支給上限は固定報酬額の40%としております。

中長期業績連動株式報酬は、国内居住者を対象とした、役員報酬BIP信託を利用した株式報酬としております。

社外取締役の報酬は、月例の現金報酬（固定。業績による変動はなし）のみとしております。

監査役の報酬は、月例の現金報酬（固定。業績による変動はなし）のみとしております。

b. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

取締役（社外取締役を除く。）の基本報酬は、上記のa.基本方針に従い、株主総会決議による取締役報酬限度総額（注1）の範囲内で、個々の具体的な配分については、指名・報酬諮問委員会の答申を参考に、社長執行役員が決定します。委任型執行役員を兼務する取締役の中長期業績連動株式報酬は、株主総会で決議された役員報酬BIP信託を利用した株式報酬制度に基づき、信託の受託者（注2）との間で「株式交付規程」を締結し、当該規程に従い、受託者が株式の交付および現金の支給を行います。

社外取締役の報酬は上記のa.基本方針に従い、株主総会決議による取締役報酬限度総額（注1）の範囲内で、個々の具体的な配分については、指名・報酬諮問委員会の答申を参考に、社長執行役員が決定します。

監査役の報酬は上記のa.基本方針に従い、株主総会決議による監査役報酬限度総額（注3）の範囲内で、個々の具体的な配分については、監査役の協議を経て決定します。

(注1) 当社取締役については、年額6億円以内となります。（2013年12月20日開催第23回定時株主総会決議）

(注2) 信託関連事務は三菱UFJ信託銀行株式会社等が、株式関連事務は株式会社だいち証券ビジネスが行います。

(注3) 当社監査役については、年額5,000万円以内となります。（1999年12月14日開催第9回定時株主総会決議）

□. 報酬等の総額等

区分	支給人員	役員報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	
				金銭報酬等	非金銭報酬等
取締役 (うち、社外取締役)	7名 (5名)	78,000千円 (63,000千円)	78,000千円 (63,000千円)	－円 (－円)	－円 (－円)
監査役 (うち、社外監査役)	3名 (3名)	24,000千円 (24,000千円)	24,000千円 (24,000千円)	－円 (－円)	－円 (－円)

(注1) 取締役の報酬等の額には、グループ執行役員としての報酬は含まれておりません。グループ執行役員としての報酬を含めた取締役報酬等の総額は173,526千円（基本報酬150,012千円、業績連動給与（金銭）23,514千円）となります。

(注2) 支給人員には、2025年3月26日開催の第34回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の在任中の報酬等の額を含んでおります。

(注3) 報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数は、無報酬の取締役1名、監査役1名は含んでおりません。

(注4) 当社は、委任型執行役員を兼務する取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）の報酬体系について、グループ執行役員としての報酬分と区分しており、グループ執行役員としての報酬は、基本報酬（月例の現金報酬）および業績連動報酬により構成されます。当社の委任型執行役員を兼務する取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）及び委任型執行役員を対象として、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託の仕組みを採用した業績連動報酬型の株式報酬制度を導入しております。割当ての際の条件等は、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであり、当事業年度における交付状況は「2. (1) ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

(注5) 業績連動報酬等にかかる業績指標は連結Non-GAAP営業利益であり、その実績は「1. (1) 事業の経過及び成果」及び「1. (2) 財産及び損益の状況の推移」に記載しております。当該指標を選択した理由は中長期的な企業価値の向上の実現を評価する指標として適切であると判断したためであります。業績連動報酬の算定にあたっては、役員報酬BIP信託の信託対象期間中、各取締役の役位及び業績目標達成度等に応じて、每期一定の時期に基本ポイントを付与します。対象期間終了後、基本ポイントの累積値に、対象期間の最終事業年度の末日に制度対象者として在任する者に対して付与される加算ポイントを累積加算します（以下、累計ポイント）。累計ポイントに1ポイントあたり1株の株式数を乗じて得られる当社株式数を当該制度対象者に株式報酬として交付および給付します。なお、当該ポイントに対応する株式の50%（単元未満株式は切り捨てるものとする。）については株式を交付し、残りについては納税資金確保の観点から換価処分した上、換価処分金相当額の金銭を給付します。

(注6) 取締役の金銭報酬の額は、2013年12月20日開催の第23回定時株主総会において年額6億円以内と決議しております（使用者兼務取締役の使用者分給与は含まない。）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名です。

また、金銭報酬とは別枠で、2016年12月20日開催の第26回定時株主総会において、業績連動型株式報酬（役員報酬BIP信託）として、取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）に付与するポイントに係る当社株式の取得原資として信託に拠出する信託金は7億円を上限とし、ポイント総数の上限は3事業年度あたり280万ポイント（280万株相当）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）の員数は、6名です。

なお、2022年12月21日開催の第32回定時株主総会において、2026年5月31日まで信託期間を延長し、決算期変更等に伴い、一部内容を改定のうえ本制度を継続することを決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）の員数は、2名です。

(注7) 監査役の金銭報酬の額は、1999年12月14日開催の第9回定時株主総会において年額5,000万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。

(注8) 取締役会は、代表取締役グループ社長執行役員神埜雄一氏に対し、各取締役の報酬額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役グループ社長執行役員が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、報酬額水準の妥当性を確認するため、指名・報酬諮問委員会の答申を参考に決定しております。

③ 社外役員に関する事項

イ) 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職	当社との関係
取締役	石川善樹	公益財団法人Well-being for Planet Earth代表理事	取引関係はありません。
		(株)ガイアックス社外取締役	取引関係はありません。
		(株)雲孫代表取締役社長	取引関係はありません。
取締役	入山章栄	早稲田大学ビジネススクール教授	取引関係はありません。
		ロート製菓(株)社外取締役	取引関係はありません。
		三桜工業(株)社外取締役	取引関係はありません。
取締役	高岡美緒	(株)ソラコム社外取締役 (監査等委員)	取引関係はありません。
		HENNGE(株)社外取締役	取引関係はありません。
		(株)電通総研社外取締役	取引関係はありません。
取締役	塩野誠	DNX Ventures ベンチャーパートナー	取引関係はありません。
		(株)IGPIグループ共同経営者CLO	取引関係はありません。
		(株)経営共創基盤代表取締役CEO	取引関係はありません。
		(株)ビービット社外取締役	取引関係はありません。
		INCLUSIVE(株)社外取締役	取引関係はありません。
監査役	毛利任宏	(株)Third Intelligence社外監査役	取引関係はありません。
		重要な兼職はありません。	
監査役	古島守	弁護士法人トライデント代表社員	取引関係はありません。
		(株)ビーロット社外取締役 (監査等委員)	取引関係はありません。
		(株)セキユア社外監査役	取引関係はありません。
監査役	奥山健志	(株)ウェルディッシュ社外取締役 (監査等委員)	取引関係はありません。
		森・濱田松本法律事務所外国法共同事業パートナー弁護士	取引関係はありません。

ロ) 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	石川善樹	<p>当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に予防医学研究者及び行動科学に基づく手法を活用する企業の創業者としての専門的見地から発言を行っております。また、同氏は当社の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の委員長として、取締役の指名等について審議を主導し、委員会としての答申案をまとめております。その他、月1回開催する、独立社外取締役を構成員とする定期的な会合（エグゼクティブ・セッション）において、当社グループの経営及び取締役会の活動並びに経営者の後継者育成計画等について情報交換及び認識共有を行っております。</p>
取締役	入山章栄	<p>当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主にコンサルタントとしての業務経験及び経営戦略、グローバル経営を専門分野とする研究者としての専門的かつ豊富な経験・実績と幅広い見識を活かした発言を行っております。また、同氏は当社の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の委員として、意見等を適宜述べております。その他、月1回開催する、独立社外取締役を構成員とする定期的な会合（エグゼクティブ・セッション）において、当社グループの経営及び取締役会の活動並びに経営者の後継者育成計画等について情報交換及び認識共有を行っております。</p>
取締役	高岡美緒	<p>当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に戦略投資、新規事業開発及びファイナンスの専門的かつ豊富な経験・実績と幅広い見識を活かした発言を行っております。また、同氏は当社の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の委員として、意見等を適宜述べております。その他、月1回開催する、独立社外取締役を構成員とする定期的な会合（エグゼクティブ・セッション）において、当社グループの経営及び取締役会の活動並びに経営者の後継者育成計画等について情報交換及び認識共有を行っております。</p>
取締役	塩野誠	<p>当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に国内外の企業・政府機関に対する戦略立案・実行のコンサルティングやM&Aアドバイザー業務の豊富な経験・実績と幅広い見識を活かした発言を行っております。また、同氏は当社の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の副委員長として、意見等を適宜述べております。その他、月1回開催する、独立社外取締役を構成員とする定期的な会合（エグゼクティブ・セッション）において、当社グループの経営及び取締役会の活動並びに経営者の後継者育成計画等について情報交換及び認識共有を行っております。</p>

区分	氏名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
監査役	毛利 任 宏	<p>当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に監査に関する幅広い見識と豊富な業務経験を活かした発言を行っております。その他、独立社外取締役を構成員とする定期的な会合（エグゼクティブ・セッション）や指名・報酬諮問委員会に参加する等、社外役員間の連携及び情報交換を行っております。</p>
監査役	古 島 守	<p>当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に公認会計士及び弁護士としての専門的見地から発言を行っております。その他、独立社外取締役を構成員とする定期的な会合（エグゼクティブ・セッション）や指名・報酬諮問委員会に参加する等、社外役員間の連携及び情報交換を行っております。</p>
監査役	奥 山 健 志	<p>当事業年度開催の取締役会14回のうち13回及び監査役会14回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。その他、独立社外取締役を構成員とする定期的な会合（エグゼクティブ・セッション）や指名・報酬諮問委員会に参加する等、社外役員間の連携及び情報交換を行っております。</p>

(4) 会計監査人の状況 (2025年12月31日現在)

① 名称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

イ) 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

89,270千円

ロ) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

96,004千円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注2) 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 責任限定契約の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められた場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

3. 会社の体制及び方針

(1) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、各事業年度の連結業績、財務体質の強化、今後のグループ事業戦略等を考慮しつつ、高成長実現のための事業基盤の強化や成長投資を適正かつ積極的に推進しながら、株主還元についても業績の拡大に応じた適切な利益配分を基本に、継続的に充実を図ることで、持続的な企業価値向上の実現を目指してまいりたいと考えております。

剰余金の配当につきましては、1株当たり年間配当金の下限を18円といたします。1株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益の50%が下限設定の18円を超えた場合には、1株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益×50%を下限とした配当金を支払うことで、配当の継続性・安定性にも配慮し、当社の分配可能額の範囲内で利益還元を実施してまいりたいと考えております。

また、自己株式の取得については、市場環境や事業への投資機会、資本効率、株価水準等を総合的に勘案の上、継続的に検討を行い、機動的に実施してまいりたいと考えております。

内部留保金につきましては、成長性・収益性の高い事業分野への投資とともに、既存事業の効率化・活性化のための投資及び人材育成のための教育投資として活用してまいります。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき18.00円とさせていただきます。

(2) 業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ) 当社及び当社子会社から成る企業集団（以下、当社グループ）は、当社を持株会社とし、当社子会社を事業会社とする持株会社体制を採用し、当社グループの経営管理機能と個別事業の執行機能を分離し、事業子会社への権限委譲と当社によるグループ事業への監督（モニタリング）機能を強化します。
 - ロ) 当社の事業子会社に対する経営管理機能は、当社の直接・間接の株主権の行使と、事業子会社との「グループ経営管理サービスに関する基本契約」に基づき、効果的、効率的に実施します。
 - ハ) 当社グループの取締役、グループ執行役員及び使用人（以下、役職員）の職務執行の効率性及び適正性の確保のために、当社グループ共通の規範、規程、指針等を整備します。
 - ニ) 事業の状況、決算の状況等当社グループの役職員の職務の執行に係る状況の当社取締役会又はグループ経営会議への報告体制を明確にするとともに、一定の重要な意思決定を行う場合には、当社取締役会又はグループ経営会議の事前承認を要するものとします。
 - ホ) 当社の内部監査部は、当社グループに対し、独立にして客観的な立場からのアシュアランス業務（監査・保証機能）及びコンサルティング業務（助言・指導機能）を提供し、当社グループ全体の業務の適正性の確保に関する状況を検討・評価します。

- ② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ) 当社グループの役職員は、法令、社会倫理の遵守が、当社グループが社会的責任を果たし、企業価値の向上、持続的成長をするための基本事項のひとつであることを認識し、当社グループのサステナビリティ活動を通じて実践します。
 - ロ) 当社グループの企業理念、行動規範には、法令、社会倫理の遵守を掲げ、当社グループの事業運営の基本方針とします。
 - ハ) 当社グループの取締役及びグループ執行役員は、法令・社会倫理の遵守を率先して実践・啓蒙します。
 - ニ) 取締役及びグループ執行役員は、取締役会規程、執行役員規程等の諸規程に基づき、職務執行に係る適切、明確な権限配分を行い、職務を執行します。
 - ホ) 取締役及びグループ執行役員は、法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、遅滞なく当社取締役会又はグループ経営会議に報告し、是正措置をとります。
 - ヘ) 当社グループの役職員に対し、定期的、継続的なコンプライアンス研修を実施するとともに、グループ社長執行役員直轄の内部監査部による当社グループの内部監査を行います。
 - ト) 当社グループの役職員からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する通報又は相談に適正に対応し、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンスを強化するため、社外の弁護士を直接の情報受領者とする内部通報窓口を設置しております。
- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ) 当社グループの情報セキュリティについては、「情報セキュリティ基本方針」を定め、法令及び情報セキュリティに関する各種の社内規程を整備し、当社グループとして共通の方針の下に、統合的、効果的に統括、管理するため、「セキュリティマネジメント室」を設置しております。
 - ロ) 当社グループの役職員の職務に関する各種の文書、帳票類等（電磁的記録を含む）は、法令及び文書管理規程に関する各種の社内規程を整備し、当社グループとして共通の方針の下に、統合的、効果的に管理、保存します。
 - ハ) 当社グループの個人情報については、「個人情報保護方針」を定め、法令及び個人情報セキュリティ規程に関する各種の社内規程を整備し、当社グループとして共通の方針の下に、統合的、効果的に管理します。
 - ニ) 当社グループの役職員の職務に関する各種の文書、帳票類等（電磁的記録を含む）は、取締役及び監査役が常時これらを閲覧できる体制を整備します。
 - ホ) 上場会社株式に関するインサイダー情報については、「グループインサイダー取引防止規程」を整備し、当社グループとして共通の方針の下に、統合的、効果的に管理するとともに、情報開示担当部門へ適切な伝達を行います。
 - ヘ) 情報の保存及び管理を電磁的記録によって行う場合には、電子情報に与える脅威に関する最新の情報の収集に努め、可能な限り最新の保存、管理体制を構築します。

- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ) 当社グループの事業経営に影響を与える重要な事象を認識し、事業の発展成長を阻害するリスクを識別、分析、評価し、リスク回避、リスク低減、リスク移転等のリスク対応を実施するため、「グループリスクマネジメント規程」を整備し、当社グループとして共通の方針の下に、統合的、効果的に統括、管理する機関として、「グループリスクマネジメント委員会」を設置しております。
 - ロ) 当社グループの通常時のリスク管理は、事業子会社又は部門ごとにリスク評価とリスク対応を実施し、グループリスクマネジメント委員会は、事業子会社又は部門より報告を受けるとともに、グループのリスク管理を統括します。
 - ハ) 当社グループの緊急時のリスク管理は、グループ社長執行役員を本部長とする「危機管理対策本部」が統括します。
- 二) 当社グループ全体のリスク管理方針並びに経営戦略及びM&A等の戦略的な意思決定に係るリスクの評価、対応については、当社取締役会の専決事項とし、これらの経営判断を行う際に適切なリスク評価を行います。
- ホ) リスクが顕在化した場合に、当社グループに重要な影響を与える可能性のある事象、予兆を、事前に当社取締役会が把握できるよう、当該事象、予兆に関する報告体制を整備します。
- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ) 当社取締役会は、法令・定款で定める事項及び重要な業務執行の決定を行い、その他の業務執行については、「取締役会規程」及び「決議・委任基準」に基づき、グループ執行役員に権限を委譲し、職務の執行の迅速性、効率性を確保します。
 - ロ) 当社グループ中で同一の指揮命令系統に属する複数の子会社グループについては、意思決定プロセスの迅速化、効率化を図るため、会社法における機関設計を取締役会非設置会社とし、当社取締役会又は中核となる子会社経営会議へ、情報を集約し、意思決定プロセスの一元化を図ります。
 - ハ) 取締役及びグループ執行役員は、当社取締役会で定めた中期経営方針・目標及び年次予算に基づき効率的な職務執行を行い、中期経営方針・目標及び年次予算の進捗状況については、当社取締役会又はグループ経営会議に報告し、必要な改善策を実施します。
- 二) 子会社が重要な意思決定を行う場合には、当社取締役会又はグループ経営会議による承認を要するものとし、当社と子会社間又は子会社間の事業活動や設備投資の重複を避け、効率的な資源配分となるようにします。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合の当該使用人並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性確保に関する事項
- イ) 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の依頼により配置します。
 - ロ) 監査役の職務を補助すべき使用人は、他の業務及び役職を兼務しません。
 - ハ) 監査役の職務を補助すべき使用人の人事考課、人事異動、懲戒等に関する事項については、他の使用人とは切り離して行い、監査役の同意を得て決定します。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ) 当社の監査役は当社取締役会、グループ経営会議その他重要な会議に出席するとともに、必要に応じて役職員から説明を求めることができます。
 - ロ) 当社グループの役職員は、監査役が業務に関する報告を求めた場合及び議事録、稟議書、会計帳簿等の文書の閲覧を求めた場合には、迅速かつ適切に対応します。
 - ハ) 当社グループの役職員は、会社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実、事象を発見した場合には、速やかに監査役に対して報告します。
 - ニ) 当社グループの役職員が監査役に報告を行ったことを理由として、役職員に対して解任、解雇その他のいかなる不利益な取扱いも行わないための諸規程を整備し、周知徹底します。
 - ホ) 内部監査部の実施した内部監査報告は、全て監査役会に報告します。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役職務の執行上必要と認める費用につき、あらかじめ予算に計上するとともに、監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じます。
- ⑨ 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ) 当社の監査役が、グループ社長執行役員、社外取締役、会計監査人及び内部監査人との十分な意見交換を行う機会を確保します。
 - ロ) 当社の監査役が、必要に応じて当社グループ全体の効果的、効率的な監査が実施できるよう、法令に基づく子会社調査の他、当社と当社子会社との個別契約に基づき、当社に対する監査役監査と同等の監査が実施できる体制を整備します。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス及びリスク管理について

当社は、グループ全体のコンプライアンス及びリスク管理に関して、定期的にグループリスクマネジメント委員会を開催し、対応状況等の共有を行っております。

役職員に対しては、定期的にコンプライアンスに関する研修を実施することにより、意識の向上に取り組みました。また、グループ内部通報制度を設置し、全従業員に周知しております。

② 取締役の職務の執行について

取締役会は、社外取締役4名を含む取締役7名で構成されており、社外監査役3名を含む監査役4名も出席しております。当事業年度において、取締役会を14回開催しており、十分な議論を尽くして経営上の意思決定を行う等、職務の執行が法令及び定款に適合するよう徹底しております。

③ 監査役の職務の執行について

監査役会は、社外監査役3名を含む監査役4名で構成されております。当事業年度においては、14回開催しており、常勤監査役からの会社の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換等が行われております。

また、監査役は、取締役会及びグループ経営会議を含む重要な会議への出席やグループ社長執行役員、会計監査人及び内部監査部と定期的な情報交換を行い、取締役の職務の執行について監視をしております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結財政状態計算書

(単位：千円)

科目	第35期	(ご参考) 第34期
	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
資産		
流動資産		
現金及び現金同等物	17,944,740	23,730,478
営業債権	23,700,898	20,721,228
棚卸資産	15,920	15,818
その他の金融資産	2,815,598	721,696
その他の流動資産	1,069,778	788,470
流動資産合計	45,546,934	45,977,690
非流動資産		
有形固定資産	373,577	331,425
使用権資産	846,407	1,418,157
のれん	4,693,055	4,693,055
無形資産	839,641	887,843
持分法で会計処理されている投資	35,037,667	36,012,726
その他の金融資産	7,879,242	7,252,691
その他の非流動資産	7,790	10,449
繰延税金資産	1,120,240	1,053,254
非流動資産合計	50,797,620	51,659,600
資産合計	96,344,554	97,637,290

科目	第35期	(ご参考) 第34期
	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
負債及び資本		
負債		
流動負債		
営業債務	20,736,312	18,870,184
その他の金融負債	5,461,983	4,631,603
未払法人所得税	945,987	806,696
その他の流動負債	2,125,684	1,902,559
流動負債合計	29,269,965	26,211,042
非流動負債		
その他の金融負債	336,941	893,394
引当金	125,263	163,095
繰延税金負債	28,569	415,069
非流動負債合計	490,772	1,471,557
負債合計	29,760,737	27,682,599
資本		
親会社の所有者に帰属する持分		
資本金	18,430,174	18,430,174
資本剰余金	25,428,258	25,424,005
自己株式	△1,396,624	△1,396,624
利益剰余金	24,677,972	27,693,471
その他の資本の構成要素	△590,810	△270,747
親会社の所有者に帰属する持分合計	66,548,969	69,880,279
非支配持分	34,847	74,413
資本合計	66,583,817	69,954,691
負債及び資本合計	96,344,554	97,637,290

(注) 記載金額は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結純損益計算書

(単位：千円)

科目	第35期	(ご参考) 第34期
	自 2025年1月1日 至 2025年12月31日	自 2024年1月1日 至 2024年12月31日
継続事業		
収益	30,308,899	28,284,209
売上原価	7,145,075	6,080,764
売上総利益	23,163,824	22,203,445
販売費及び一般管理費	18,833,116	19,096,000
その他の収益	66,708	55,013
その他の費用	158,879	33,198
営業利益	4,238,536	3,129,260
金融収益	44,505	168,123
金融費用	205,858	33,060
持分法による投資利益	1,598,970	1,465,487
持分変動利益	—	467,042
持分法で会計処理されている投資に係る減損損失	958,050	329,735
税引前当期利益	4,718,103	4,867,117
法人所得税費用	1,228,256	1,557,686
継続事業からの当期利益	3,489,847	3,309,431
非継続事業		
非継続事業からの当期利益	—	2,210,177
当期利益	3,489,847	5,519,608
当期利益の帰属		
親会社の所有者	3,491,390	5,525,805
非支配持分	△1,543	△6,197
合計	3,489,847	5,519,608

(注) 記載金額は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

(ご参考) 連結包括利益計算書

(単位：千円)

科目	第35期	第34期
	自 2025年1月1日 至 2025年12月31日	自 2024年1月1日 至 2024年12月31日
当期利益	3,489,847	5,519,608
その他の包括利益		
純損益に組替調整されない項目		
その他の包括利益を通じて測定する		
金融資産の公正価値の純変動	△307,564	△276,204
純損益に組替調整される可能性がある項目		
在外営業活動体の換算差額	△16,187	48,864
持分法適用会社におけるその他の包括利益に 対する持分	△423	65,767
その他の包括利益合計 (税引後)	△324,174	△161,574
当期包括利益合計	3,165,673	5,358,034
当期包括利益の帰属		
親会社の所有者	3,167,215	5,364,231
非支配持分	△1,543	△6,197
当期包括利益	3,165,673	5,358,034

(注) 記載金額は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結持分変動計算書

第35期 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	親会社の所有者に帰属する持分					合計	非支配 持分	資本合計
	資本金	資本 剰余金	自己株式	利益 剰余金	その他の 資本の 構成要素			
2025年1月1日時点の残高	18,430,174	25,424,005	△1,396,624	27,693,471	△270,747	69,880,279	74,413	69,954,691
当期利益	-	-	-	3,491,390	-	3,491,390	△1,543	3,489,847
その他の包括利益	-	-	-	-	△324,174	△324,174	-	△324,174
当期包括利益合計	-	-	-	3,491,390	△324,174	3,167,215	△1,543	3,165,673
剰余金の配当	-	-	-	△6,502,777	-	△6,502,777	-	△6,502,777
子会社の支配喪失を伴わない変動	-	4,252	-	-	-	4,252	△37,413	△33,161
その他	-	-	-	△4,111	4,111	-	△609	△609
所有者との取引額等合計	-	4,252	-	△6,506,888	4,111	△6,498,525	△38,022	△6,536,547
2025年12月31日時点の残高	18,430,174	25,428,258	△1,396,624	24,677,972	△590,810	66,548,969	34,847	66,583,817

(ご参考) 第34期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	親会社の所有者に帰属する持分					合計	非支配 持分	資本合計
	資本金	資本 剰余金	自己株式	利益 剰余金	その他の 資本の 構成要素			
2024年1月1日時点の残高	18,428,004	25,426,993	△1,396,624	23,185,222	△49,731	65,593,864	110,925	65,704,788
当期利益	-	-	-	5,525,805	-	5,525,805	△6,197	5,519,608
その他の包括利益	-	-	-	-	△161,574	△161,574	-	△161,574
当期包括利益合計	-	-	-	5,525,805	△161,574	5,364,231	△6,197	5,358,034
新株の発行	2,170	-	-	-	-	2,170	-	2,170
剰余金の配当	-	-	-	△1,076,999	-	△1,076,999	-	△1,076,999
子会社の支配喪失を伴わない変動	-	△2,988	-	-	-	△2,988	9,730	6,743
子会社の支配喪失に伴う変動	-	-	-	-	-	-	△35,620	△35,620
その他	-	-	-	59,442	△59,442	-	△4,426	△4,426
所有者との取引額等合計	2,170	△2,988	-	△1,017,556	△59,442	△1,077,816	△30,315	△1,108,131
2024年12月31日時点の残高	18,430,174	25,424,005	△1,396,624	27,693,471	△270,747	69,880,279	74,413	69,954,691

(注) 記載金額は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第35期 2025年12月31日現在	科目	第35期 2025年12月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	12,184,485	流動負債	4,699,106
現金及び預金	6,684,900	短期借入金	4,000,000
売掛金	368,119	未払金	365,751
有価証券	2,999,400	未払費用	34,037
貯蔵品	1,356	未払法人税等	103,378
前払費用	260,202	預り金	10,222
未収入金	364,766	賞与引当金	71,799
未収法人税等	435,739	その他	113,917
関係会社短期貸付金	900,000		
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	170,000	負債合計	4,699,106
固定資産	48,230,674	純資産の部	
有形固定資産	242,380	株主資本	55,683,873
建物	88,679	資本金	18,430,173
工具、器具及び備品	153,701	資本剰余金	24,125,671
無形固定資産	487,331	資本準備金	18,836,552
ソフトウェア	7,951	その他資本剰余金	5,289,119
ソフトウェア仮勘定	478,752	利益剰余金	14,524,652
その他	627	利益準備金	70,867
投資その他の資産	47,500,962	その他利益剰余金	14,453,785
投資有価証券	5,414,958	別途積立金	400,000
関係会社株式	40,411,184	繰越利益剰余金	14,053,785
関係会社長期貸付金	60,000	自己株式	△1,396,623
敷金及び保証金	513,390	評価・換算差額等	32,180
繰延税金資産	83,958	その他有価証券評価差額金	32,180
その他	1,042,769		
貸倒引当金	△25,298	純資産合計	55,716,053
資産合計	60,415,159	負債・純資産合計	60,415,159

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：千円)

科目	第35期
	自 2025年1月1日 至 2025年12月31日
営業収益	4,802,400
営業費用	2,913,008
営業利益	1,889,392
営業外収益	2,030,517
受取利息	33,730
受取配当金	1,757,818
投資有価証券評価益	237,046
その他	1,922
営業外費用	378,078
支払利息	34,006
投資有価証券評価損	321,074
株式上場関連費用	22,884
その他	112
経常利益	3,541,830
特別利益	189,307
関係会社株式売却益	1
投資有価証券売却益	89,563
関係会社貸倒引当金戻入額	99,741
特別損失	449,629
投資有価証券評価損	302,556
関係会社債権放棄損	130,000
その他	17,073
税引前当期純利益	3,281,508
法人税、住民税及び事業税	140,716
法人税等調整額	49,332
当期純利益	3,091,459

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

第35期 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本								評価・換算差額等			純資産 合計	
	資本剰余金				利益剰余金				自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金		評価・ 換算 差額等 合計
	資本金	資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金 別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計					
当期首残高	18,430,173	18,836,552	5,289,119	24,125,671	70,867	400,000	17,520,419	17,991,286	△1,396,623	59,150,507	47,816	47,816	59,198,323
事業年度中の変動額													
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△6,558,094	△6,558,094	-	△6,558,094	-	-	△6,558,094
当期純利益	-	-	-	-	-	-	3,091,459	3,091,459	-	3,091,459	-	-	3,091,459
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△15,636	△15,636	△15,636
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	△3,466,634	△3,466,634	-	△3,466,634	△15,636	△15,636	△3,482,270
当期末残高	18,430,173	18,836,552	5,289,119	24,125,671	70,867	400,000	14,053,785	14,524,652	△1,396,623	55,683,873	32,180	32,180	55,716,053

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月18日

株式会社セプテーニ・ホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 林 健太郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 賀山 朋和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社セプテーニ・ホールディングスの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社セプテーニ・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月18日

株式会社セプテーニ・ホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 林 健太郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 賀山 朋和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セプテーニ・ホールディングスの2025年1月1日から2025年12月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第35期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段を活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、構築及び運用の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、且つ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について、検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令、若しくは定款に違反する重大な事案は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制も含め、指摘すべき重大な事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月24日

株式会社セプテーニ・ホールディングス 監査役会

常勤監査役 **毛利任宏**
監査役 **古島 守**
監査役 **奥山健志**
監査役 **波多野日出夫**

(注) 常勤監査役毛利任宏、監査役古島守及び監査役奥山健志は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

ご参考 セプターニグループのサステナビリティ

1. サステナビリティ推進体制

当社グループは、2022年1月にCSR委員会を改組し、サステナビリティ委員会を組成しました。取締役会の意思決定を支援する任意の諮問機関として、グループの持続的成長、企業価値の向上とサステナブルな社会の実現を目指し、活動を推進しています。

サステナビリティ委員会では3ヵ月に一度定例会を設け、主にサステナビリティ活動およびサステナビリティに関するKPIの設定や、非財務情報の開示についての議論・検討を積極的に進めています。

2025年度は人権リスクへの適切な対応を進める分科会として、差別・ハラスメント対策分科会を人権分科会に変更しました。また、当社グループの成長の源泉であるDNAを明文化・可視化し、変化に強い持続可能な組織文化を次世代へ継承することを目的にサステナビリティ委員会配下に「社史プロジェクト」を組成し、「SEPTENI STORY」（社史）の制作を進めました。

サステナビリティ委員会体制図



マテリアリティ	マテリアリティの小区分	主なKPIと目標
<ul style="list-style-type: none"> 新しい時代をつくる人の育成による企業価値の向上 クリエイティビティとテクノロジーによるなめらかな社会の実現 	<ul style="list-style-type: none"> デジタルHRによる再現性のある人材育成 DEI（ダイバーシティ・エクイティ & インクルージョン） アントレプレナーシップの民主化 人権の尊重 なめらかな社会につながる価値創造 	<ul style="list-style-type: none"> 2030年までに女性管理職比率を30%に向上 人権リスクへの適切な対応
<ul style="list-style-type: none"> 気候変動への対応 	<ul style="list-style-type: none"> GHG排出量の削減とTCFD提言に沿った情報開示 	<ul style="list-style-type: none"> 2030年までにスコープ1・2の排出量を70%削減
<ul style="list-style-type: none"> 非連続成長を支える先進的なガバナンス体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 非連続の成長のための取り組み リスク低減のための取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> 事業ポートフォリオ経営推進による経営指標の改善 適切なリスクマネジメントの実行とコンプライアンスの徹底 エグゼクティブ・セッション継続実施 実効性評価継続実施

2. サステナビリティトピック

◆人権分科会

人権デュー・ディリジェンスの実施

当社グループは、ミッションの実現に向けて、人権尊重が重要な社会的責任であることを認識し、人権尊重の取り組みを推進しています。2024年度は人権方針を策定、取締役会決議を経て公表しました。2025年度は、国際的なガイドラインに基づき「人権デュー・ディリジェンス」を実施し、グループ全体およびサプライチェーンにおける人権リスクの特定・評価を行いました。

特定した課題に対しては具体的な是正・予防措置を講じてまいります。

今後も、誰もが自分らしく安心して活躍できる環境づくりを目指し、人権尊重の取り組みを真摯に継続してまいります。

■当社ウェブサイト掲載に関するお知らせ

- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当該書類を掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
- ・本株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてご案内いたします。
- ・本株主総会の決議の結果につきましては、当社ウェブサイトに掲載いたします。

当社ウェブサイト：<https://www.septeni-holdings.co.jp/ir/stock/shareholders/index.html>

■総会資料の電子提供に関するお知らせ

当社では、株主総会資料の郵送は2025年12月31日までに書面交付請求いただいた株主様に限らせていただいておりますのでご理解くださいますようお願い申し上げます。次回以降の株主総会で郵送による株主総会資料の送付をご希望される株主様は、お取引のある証券会社または三菱UFJ信託銀行株式会社へお申し出ください。なお、お手続き完了まで3週間以上かかる場合もありますので、余裕をもってお手続きを実施ください。



見やすく読みまぢがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。